

介護保険料の納付方法

○特別徴収（年金からの天引き）の場合

- 年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます。
- 1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて年金から天引きします。

○普通徴収（納付書または口座振替による納付）の場合

- 年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等で特別徴収ができない方は、税務課より送付される納付書を使い保険料を納めます。
- 1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

■取扱金融機関

千葉銀行、京葉銀行、佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

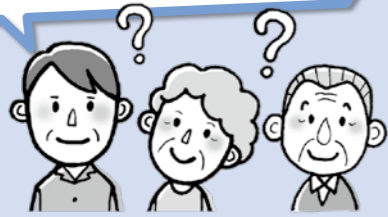
■手続き方法

役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」を記入の上、お申し込みください。

■手続きに必要なもの

介護保険料の納付書、口座振替をする通帳、通帳の届出印

それってどうなるの??



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き（特別徴収）になるのですか。

A: おおむね4月～8月生まれの方は翌年の4月から、9月～2月生まれの方は翌年の6月～10月の年金月から天引きが始まります。3月生まれの方は翌々年の4月から年金天引きが始まります。（誕生日によって変わる場合があります）

国民健康保険税の改正

国保会計の厳しい財政状況を勘案し、平成28年度分以降の課税限度額の引き上げを行いました。また、地方税法等の改正に伴い、低所得者等への負担軽減を拡充するための基準額の改正を行いました。

●課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療分	51万円 →	52万円
支援分	16万円 →	17万円
介護分	14万円 →	16万円
限度額合計	81万円 →	85万円

●負担軽減の拡大（軽減を判定する所得基準）

加入者の所得合計額が下記で計算する額以下となる場合に該当

5割軽減基準

(改正前) 33万円+26万円×(加入者数)
(改正後) 33万円+**26万5千円**×(加入者数)

2割軽減基準

(改正前) 33万円+47万円×(加入者数)
(改正後) 33万円+**48万円**×(加入者数)

〈例〉 世帯主の所得138万円・配偶者と子ども2人の4人世帯の場合（世帯主以外所得無し）

(改正前) 33万円+26万円×4人=137万円

(改正後) 33万円+26万5千円×4人=139万円

- 世帯の所得合計が139万円を下回るため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険料が減額になります。

※軽減されるのは、「均等割」と「平等割」部分のみです。

※今回の改正により減額となる額は、世帯所得や被保険者数、年齢構成により異なります。

お問合せ●税務課課税係☎76-5402

税等の納付状況報告

(平成28年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、平成27年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	菅澤 英毅	○	○	○	-	○	-	○	-
副町長	千脇 俊秀	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	高橋 進	-	-	-	-	-	-	-	-
議長	菅澤 昌則	○	○	○	○	-	-	○	-
副議長	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	-	-
議員	鶴澤 茂	○	○	-	○	-	-	○	-
(議席番号順)	佐久間由紀子	-	-	-	-	-	-	-	-
	那須 保秋	○	○	○	○	○	-	○	-
	高坂 恭子	○	-	-	-	○	-	-	-
	菅澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
	山口 清	○	○	○	○	-	-	○	-
	土井 秀敏	○	○	○	-	-	-	-	-
	土井 清司	○	○	○	-	○	-	○	-
	所 一重	○	○	-	-	-	-	○	-
	石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	○	-

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合

「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合

「-」…本人の納付義務等がない場合

多古町政治倫理条例（抜粋）

(税等の納付状況報告書の提出)

第5条 町長等及び議員は、次の各号に掲げる税等の納付状況を記載した報告書（以下「納付状況報告書」という。）を毎年5月1日から同月31日までの間に、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 多古町に係る町県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分
- (2) 多古町に係る水道使用料、集落排水使用料及び介護保険料並びに後期高齢者医療保険料の前年度分

(納付状況報告書の公表)

第6条 町長は、前条の規定により提出された町長等及び議員の納付状況報告書を毎年6月15日までに町民に公表するものとする。ただし、証明書類は対象としない。

2 町民は公表により知り得たことを、この条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

お問合せ●総務課庶務係☎76-2611

第十回特別弔慰金の支給

■支給対象者

平成27年4月1日において、戦没者等の死亡当時のご遺族で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の①から④の順位で該当するご遺族1人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
(戦没者等の死亡当時、生計を共にしていたか等の要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります)

- ④左記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた方に限り)

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債
(平成28年4月15日から5年ごとに5万円の支払いを受けることができます)

■請求期間

平成27年4月1日～平成30年4月2日
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

お問合せ●保健福祉課福祉係☎76-3185